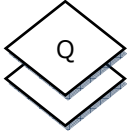




労働相談Q & Aで解決！

賃金からの控除



仕事中に社有車をぶつけてしまいました。会社からは、来月の給与から修理代の全額を差し引くと言われていたのですが、そのようなことが許されるのでしょうか。

A 社有車の修理代については、全く払わなくてよいということではなく、ぶつけたときの様子などにより、負担しなければならない場合があります。

また、修理代を給与から強制的に差し引いて支払うことは、一部の例外を除き禁止されています。

解説はこちら

- 労働者が職務を行っているときに会社に損害を与えた場合に、どの程度責任を負うかについては、具体的な事情により判断されますが、労働者を指揮して事業活動を行い、利益を得ている会社が、その事業から生じた危険についても負担すべきとの考えから、労働者に故意や重大な過失がない限り、労働者の責任は認められないとするのが一般的です。
- 裁判では、労働者が勤務中に居眠りをしたという重過失があった場合でも、損害の公平な分担という観点から4分の1の限度でのみ請求できるとしたものの、労働者の重大な過失により損害が発生した際に2分の1を限度に請求できるとしたものの、などがあります。
相談事例の場合、社有車をぶつけたときの状況や、業務の内容、会社の事故防止への配慮などを考えて、損害の負担割合を決めていくことになります。
- なお、あらかじめ、損害賠償額を予定する契約は禁止されています（労働基準法第16条）。
- 賃金（給料、給与、棒給、労賃等）については、「①通貨で、②直接、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定期日に支払う」という、5つの原則が法律で定められており、修理代の賃金からの控除は、このうちの「全額払いの原則」に関係しています（労働基準法第24条）。
- 「全額払いの原則」とは、賃金は労働者の生活を支えるものであることから、「全額」を支払わなければならない、所得税や社会保険料など法律で定められているものや、労働者の過半数で組織する労働組合や事業場の過半数代表との労使協定がある場合など一部の例外を除き、強制的に賃金の一部を控除して支払うことは禁止されています。

どうすれば？

- 修理代など損害の金額や任意保険による補償額を確認しましょう。
- 事故の状況を整理し、自分にどのくらいの責任があるのか、また、社有車を運転しなければならなかったときの状況（通常の勤務なのか、欠員等で仕事の負担が通常より重かったのかなど）を整理しておきましょう。
- 会社内で同様な事故のときの負担割合はどのようなものであったか確認しましょう。
- 以上のことをもとに、会社と損害の負担割合を話し合うことになります。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851
甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)
電 話 055 (224) 5620
都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電 話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 3181